建物の管理
できていますか？

～あなたの建物が、だれかを傷つけないために～

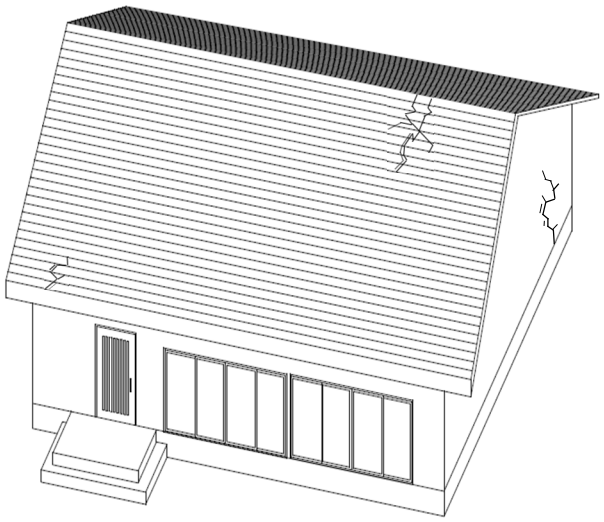

もし落下物が通行人にあたってしまったら…？

○ ケガや命に関わる重大事故になる可能性があります。

○ 所有者・管理者が責任をとわれることも…。

建築基準法第８条第１項において「建築物の所有者、管理者、又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。」と定められています。

☑ 裏面の点検項目について、日頃から点検を実施しましょう！

【屋根】
□割れ、損傷、腐食、ズレ等がないか
□屋根材固定部分に損傷、腐食、ゆるみ等がないか
□屋根に付いている設備等（アンテナや手すり等）に損傷、腐食がないか、固定状況がよいか

【外壁】（タイル、石張り等）
□ひび割れ、損傷がないか
□膨らんでいたり、浮き上がりがないか
□部分的な剥がれやズレはないか
□地面や窓から手の届く範囲を叩いてみて他と違う音（軽い音）のような箇所がないか
□仕上げ材を留めている金物等の損傷、腐食はないか、目地材やシーリング材の損傷がないか
※危険性の高い部位として、開口（窓）隅部まわり、コーナー部、斜壁面等は特に注意が必用です。

【外壁】（成形板、パネル等）
□ひび割れ、損傷、腐食等がないか
□膨らんでいたり、浮き上がりやズレがないか
□外壁材の支持材や金物等の損傷、腐食はないか
□シーリング材の切れや損傷がないか

【窓サッシ、ガラス】
□サッシに損傷、腐食、変形等がないか
□開閉できない固定された窓が硬化性シーリング（硬いパテ）によって固定されているか

【看板、室外機等】
□看板・室外機等の本体に損傷、腐食、変形等がないか
□支持部分に緊結不良（ボルトのゆるみ等）や腐食、変形等がないか
□支持部分まわりの建物本体にひび割れ、損傷等がないか

不備等が見つかったらなるべく早く専門家へ相談しましょう！
※市から業者の派遣・あっせん等は行いません。詐欺等には十分注意しましょう。

【お問い合わせ先】
熊谷市 都市整備部 建築審査課
〒360-0195　熊谷市中曽根 654 番地 1（大里庁舎）
TEL 0493-39-4809　FAX 0493-39-5603